## IV 推進体制の整備・強化

## I. 課題

男女共同参画社会を推進するためには、どの分野において、どの程度の男女格差や差別が存在しているのか、日本のジェンダー平等の現状についての実態調査・分析が不可欠です。ジェンダー統計が必要であるとの認識は、北京行動綱領等の国際文章にも明記されていますが、日本ではまだジェンダー統計の充実が弱いと言われています。ジェンダー統計の欠如は、適切な現状認識や、それを是正するための政策策定、その後の進捗状況の監視や評価を阻害することになります。

また、女性であることに加え、若者であるがゆえに被る年齢差別のため、若い女性や少女は第5次男女共同参画基本計画を含め、様々な政策提言の場への参画、およびその経験や視点が政策に反映されることが、これまで限定的でした。それゆえ、ジェンダー統計にも、若者、特に複合差別を受けるマイノリティの若い女性と少女が直面するジェンダー格差や差別が調査の対象から除外されてきた現状があります。そのため、若者、特に複合差別を受けるマイノリティの若い女性と少女の課題が取り残されてきたとも言えるのです。それを受けて、以下を要望します。

## II. 要望

- ・ p.90 の1(2)④で「…各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図る。」とありますが、若者層を含めた様々な世代と、政策決定プロセスのどの段階において、どのような会議構成員と共にどのように連携していくのかが明確ではありません。従来のように単発的かつ一時的に若者の声を聞く会議を設けるのではなく、国の男女共同参画に関する施策・指針立案、フォローアップ、監査のプロセスに一貫して若者、特に若い女性と少女の視点が含まれるように、男女共同参画推進連絡会議の構成員に若者代表の参画を割り当てることを求めます。
- ・ p.91 の2(2)③で「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。」とあります。しかしながら、上記の理由からジェンダー統計を作成する過程に当事者である若者が参画する意義があると言えます。若者、特に複合差別を受けているマイノリティの若い女性と少女が直面するジェンダーの課題への調査を綿密に行い、現状を正確に把握するための専門調査機関の設置を求めます。その際、当事者の声が十分に反映されるように、専門家機関の半数以上は若者、特に若い女性と少女で構成し、定期的に政府に対して調査結果を開示し、政策策定・改正の提案を行うよう提案します。
- ・ p.89 の1(1)の 1 段落目に「国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。」とありますが、2019 年度の OECD による各国の SDGs 達成状況の評価において、日本はジェンダー平等に関する得点がゼロとなっています。1

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> https://www.oecd-ilibrary.org/sites/a8caf3fa-en/1/2/2/18/index.html?itemId=/content/publication/a8caf3fa-

ジェンダー平等を達成するために本部機構が実行してきたことへの客観的かつ公正な評価と、現在の体制が実行力のあるものかを評価し、根拠を示した上で、本部機構が施策推進体制の機能を果たしてきたかの判断を記載するよう求めます。

- また、p.90 の2(1)の 1 段落目に、第 4 次基本計画の評価が不十分となったことの反省とその原因に触れ、今後の対策として監視・影響調査で未達成の原因分析とその改善策を提示すること等の具体的な調査内容を明記するよう要望します。第 3 次基本計画以降、専門調査会の回数は減少し、第 4 次基本計画以降は監視専門調査会さえも行われなくなっています。第 4 次基本計画の達成状況と成果目標の結果は集計されていますが、これらの内容には未達成事項への言及や未達成となった原因の分析が欠けています。第 4 次基本計画の評価内容がこれまでと比べて薄いことの背景には、専門調査会が減ったことが一つの原因だと考えられます。公正な評価なくして推進はできないと思われます。
- ・ p.90 の2(2)に「国際機関からの評価や勧告を真摯に受け止め、男女共同参画基本計画や国内施策に反映させる。」との項目の追記を求めます。